

ザ・マッチ・オブ 東海大五高校VS宗像高校

球児の夢は宗像から甲子園へ

市内の2校の高校球児たちが繰り広げる熱いゲームを、ぜひ観戦してください。試合後は、甲子園を夢見る子どもたちを対象に「野球体験教室」を開催します。高校生と一緒に体を動かし、汗を流す子どもたちの参加を待っています。

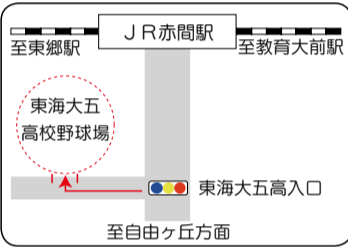


彼らの熱いプレーに目が離せません

- 日時 11月10日(日)
- ▽試合=10:00~
- ▽野球体験教室=14:00~
- *小雨決行
- 場所 東海大五高校野球場

【野球体験教室】

- 対象 小・中学生
- 持参品 運動できる服装、グローブ
- *東海大五高校敷地内に駐車場あり
- *当日は東海大五高校の学食利用可
- *事前申込不要
- 問い合わせ先
- ▽同実行委員会事務局 (東海大五高校) ☎(32)3311
- ▽宗像高校 ☎(36)2019



人づくりでまちづくり講座

コミュニケーションのホントの力



~コミュニケーションってそういうことだったの!~

地域や行政の課題解決に取り組む人材を育成する「人づくりでまちづくり講座」。今回は、昨年度からの「~悩み解決のヒントを探る~」の第2弾として、コミュニケーション力を学びます。日々の活動の中で行き詰まっていくのが「発信力」や「企画力」「アイデア」。それを解決するには「ホントのコミュニケーション力(えっ、ほんとに!?)」を身に付けることです。ぜひ、受講してください。



講師の鶴保さん

- 日程/内容
 - ▽12月7日(土) = 「コミュニケーションの方程式」「アイデア発想法」など
 - ▽同8日(日) = 「アイデアのあるプレゼンテーションのすすめ」など
- 講師 鶴保(つるほ)正明さん(鶴保正明ブランド広告事務所、日本大学芸術学部講師、元株式会社電通クリエイティブ・ディレクター)
- 時間 13:00~17:00
- *休憩あり
- 対象 市民活動に関心のある人
- 募集人数 先着30人
- 参加料 2日で500円
- 申込締切日 11月25日(月)
- 申込必要事項 ①住所②氏名③電話番号
- 申込先 コミュニティ・協働推進課市民活動係(メイトム宗像内)
 - ▽☎(36)0311
 - ▽FAX(37)4101
 - ▽✉meitomu@city.munakata.fukuoka.jp
- 場所 市役所北館・103会議室

人づくりでまちづくり事業

失敗しないリフォームのコツ・優良工事業者の選び方 防犯講座

- 主催 がんばれ宗像!!
- 日時 11月17日(日) 午前9時30分~同11時30分
- 場所 メイトム宗像・205会議室
- 講師 坂本一成さん(NPO法人安全安心まちづくり研究会理事長)
- 定員 先着20人
- 受講料 無料

*詳細は、メイトム宗像

わんにゃん譲渡会

画像 <http://kouryuu.com/>で確認を

- 申込締切日時 11月17日(日) 午前9時
- 申込先 同団体(原口) ☎(39)3004

■問い合わせ先 AR(松井) ☎080(4276)7976

国・県などから「裁判員制度」と「検察審査会制度」

裁判員制度 刑事裁判に国民が参加し、被告人の判決を裁判官と一緒に決める制度。候補者には、11月に地方裁判所から通知を送付

検察審査会制度 検察審査会は、犯罪の被害者や告訴・告発者が、検察官の不起訴処分を不服と申し立てた場合に審査を実施

*参考となるDVDの貸し出しなど詳細は問い合わせを

■問い合わせ先

- ▽裁判員 福岡地方裁判所刑事訴訟事務室 ☎092(736)1557
- ▽検察審査会 福岡第一、二検察審査会事務局 ☎092(781)3141

県沖縄地域戦没者慰霊巡拝団員募集

主催 一般財団法人福岡県遺族連合会

日程 平成26年1月16日(木)、同17日(金)

*追悼式は16日(木)の午後3時~同4時に実施予定

●場所 「福岡の慰霊の塔」(沖縄県糸満市)

●対象 先の大戦で沖縄地域での県出身の戦没者、県内在住の一般戦没者、県内在住の一般戦没者の遺族(配偶者、父、母、子、兄弟姉妹)

●募集人数 先着20人

●申込締切日 11月26日(火)

■申込先

- ▽同連合会 ☎092(761)0012
- ▽宗像市遺族会 ☎(32)6436

国保を知ろう

交通事故に遭ったとき 保険者に届出を

ある日、横断歩道を渡っている時に信号無視をした自動車に追突され、病院に運び込まれた国民健康保険(国保)に加入のAさん。幸い軽傷であったため、治療を終えて、支払いを済ませ帰ろうとした時、病院窓口で「保険証が使えるか市役所に確認してください」と言われました。

なぜ届出が必要なの?
保険証を使って治療を受けると、かかった医療費のうち、窓口での一部負担金以外は医療機関から国保に請求がきます。第三者行為(*)による傷病の治療費は、被害者に過失がない限り、加害者が全額負担することが原則です。国保が立て替えた治療費を加害者へ請求するために届出が必要です。

酒酔い運転や無免許運転、故意に負傷したときなど、けがの原因によっては保険証を使えない場合があります。

調査に協力してください
医療機関の診療報酬明細書には、けがの原因までは記載されません。個人情報保護の理由で医療機関への問い合わせも難しくなり、傷病名から第三者(自分以外の人)が原因で治療を受けたことになった場合

保険証が使える場合ってあるの?
届出をしないと、加害者が本来負担すべき医療費を国保会計が負担することになり、財政を圧迫します。国保の健全運営のため、みなさんの協力をお願いします。

国保の健全運営のために
相手の過失が原因の事故などで国保を使った場合、「第三者行為による傷病届」が必要で、国保が医療機関などに支払った分を、過失の割合に応じ、加害者に請求するた

傷病原因を調査することがあります。

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363